

第14回教育委員会会議

1 日時 令和6年8月27日（火） 午後3時30分～午後5時45分

2 場所 大阪市役所本庁舎地下1階 第11共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
赤木 登代	委員
長谷川 葵	委員
藤巻 幸嗣	教育次長
山口 照美	港区担当教育次長
福山 英利	教育監
松田 淳至	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
近藤 律子	学校環境整備担当部長
上原 進	教務部長
西 徹	生涯学習部長
大西 啓嗣	指導部長
村川 智和	学校運営支援センター所長
富山富士子	総合教育センター所長
橋本 洋祐	総務課長
有上 裕美	連絡調整担当課長
田中 大輔	教育DX推進担当課長
山東 昌弘	学校適正配置担当課長
花月 良祐	施設整備課長

上田 慎一 教職員人事担当課長
中川 達雄 教職員服務・監察担当課長
藤堂 秀和 教職員給与・厚生担当課長
比嘉 直子 生涯学習担当課長
田中 正史 教育ICT担当課長
神山 卓也 首席指導主事
古閑龍太郎 学力向上支援・調査分析担当課長

伊藤 純治 教育政策課長
川村 晃子 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名
- (3) 案件

議案第85号	大阪市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
議案第86号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について
議案第87号	大阪市学校適正配置審議会委員の委嘱について
議案第88号	市会提出予定案件（その9）（磯路小学校建設工事請負契約締結について）
議案第89号	市会提出予定案件（その10）（令和6年度 大阪市教育情報ネットワーク 教育情報利用パソコン一斉買入）
議案第90号	市会提出予定案件（その11）（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書）
議案第91号	職員の人事について
議案第92号	職員の人事について
議案第93号	職員の人事について
報告第26号	校長公募にかかる第1次選考の結果について

報告第27号 職員の人事について

協議題第8号 総合教育会議について

なお、議案第91号及び第92号、報告第27号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第93号並びに報告第26号については、会議規則第7条第1項第2号及び第5号に該当することにより、議案第88号から第90号、協議題第8号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第85号「大阪市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を上程。

西生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

社会教育委員は、ご承知のとおり、社会教育法並びに大阪市社会教育委員条例に基づき、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ意見を具申する等の職務をおこなうため設置されているもので、社会教育関係団体の関係者あるいは学識経験者等から構成されている。今回は、団体推薦による委員の交代による解嘱と委嘱及び令和6年9月8日付けでの任期満了に伴う、後任委員の委嘱となっている。まず、団体推薦による委員の交代による解嘱、委嘱について、大阪市青少年指導員連絡協議会から委員を務めていただいていた山下親善委員を解嘱し、新たに団体から推薦をいただいた大阪市青少年指導員連絡協議会副会長の松本和馬氏を委嘱したい。

次に、任期満了に伴う新規委嘱2名について、読売新聞大阪本社社会部長の岸辺護委員の後任として、一般財団法人大阪市コミュニティ協会都市コミュニティ研究室室長代理の堀久仁子氏、元神戸松蔭女子学院大学教授の寺見陽子委員の後任として、大阪キリスト教短期大学学長の山本淳子氏を委嘱したい。任期について、松本和馬氏は、大阪市社会教育委員条例第4条第2項に基づき、前任者である山下氏の残任期間である令和8年4月27日まで、堀久仁子氏と山本淳子氏は大阪市社会教育委員条例第4条第1項に基づき、いずれも令和8年9月8日までとなっている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第86号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件は、2名の臨床心理士委員を引き続き委嘱するものである。今回、引き続き委嘱する方は、臨床心理士の内田純子氏、西村淑子氏である。

委員の任期に関しては、「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則」第3条第1項で2年と定められているため、本日も承認いただけたら、令和6年9月1日から令和8年8月31日としたいと存じる。

引き続き委嘱を行う理由としては、内田氏及び西村氏は、この間、複数の本市のいじめ重大事態調査において、滞りなく調査を遂行いただいております、その資質に問題がないこと、また両委員とも現在も調査中の事案にも携わっていただいていることから、引き続き委嘱を行うものである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第87号「大阪市学校適正配置審議会委員の委嘱について」を上程。

近藤学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

当該審議会は、小学校・中学校及び義務教育学校の規模及び配置の適正化に関する重要事項の調査審議、また、具体的な施策について、教育委員会に意見を具申する附属機関として設置されているものである。

現在の委員の任期が、本年9月8日をもって満了となることから、本日も承認いただけたら、令和6年9月9日付けで、委員を委嘱したいと考えている。

資料3ページは、今回、委嘱を予定している委員の名簿となっている。委員を引き続き2期お務めいただいた委員6名と、1期の任期満了後に退任の意向を示された委員1名に代わり、名簿の上から、臼田利之氏、大鳥真寛氏、小西恵美氏、多田龍弘氏、谷田京子氏、徳永加代氏、山上直子氏、以上7名の方々に、新たに委員を委嘱したいと考えている。また、網掛けしている欄に記載の方々については、再度、委員を委嘱したいと考えている。名簿の上から、一本松三雪氏、片山紀子氏、高坂佳詩子氏、田中真秀氏、中西啓喜氏、山下晃一氏、以上6名の方々である。任期については、2年間となる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第88号「市会提出予定案件（その9）」を上程。

近藤学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第88号については、校舎建設工事請負契約の締結にかかるものであるが、予定価格が6億円を超えたため、今後、市会での審議を経る必要があるものである。

港区の磯路小学校においては、老朽化に伴い昭和33年から昭和55年に建てられた校舎等を建替えるものである。5階建の校舎1棟の建設等について、株式会社今西組と契約金額15億2,570万円で契約したいと考えている。5ページの左側が現況配置図で、網掛け部分の校舎などを解体し、右側の工事完了時の配置図で、北校舎棟と書かれた部分に、新しい校舎を建設する。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第89号「市会提出予定案件（その10）」を上程

村川学校運営支援センター所長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件は、教育情報利用パソコン及び電源アダプタの取得に関するものであるが、これらの調達是一般競争入札によって、現在のところ、7月18日に業者決定し、仮契約となっている状況である。契約内容について、物件が教育情報利用パソコン6,725台、契約相手方「富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社」、契約金額が4億5,712万4,250円となっている。本件の契約予定価格が7,000万円以上であるため、市会の議決が必要な財産の取得となっている。本市では、文部科学省の「GIGAスクール構想」の一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしいICT環境を速やかに整備する方針に基づき、令和2年度に一人一台学習者用端末の整備を完了している。しかしながら、令和2年度に配備した端末は、配備後5年目を迎えることもあり、経年劣化等による故障台数が増加しており、このままの状況では使用可能な学習者用端末が児童生徒数を下回り、一人一台の端末環境を維持することが困難となるおそれがある。そこで、今回一人一台の端末環境を維持するため、学習者用端末6,725台を追加購入することとした。本件を9月の定例市会の開催にあわせて財産取得の議案として上程し、議決を得たら、速やかに契約を締結し、機器等の整備を進めてまいりたいと存じる。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 6,725台を購入するということですが、これは一気に5年経った物と入れ替えるということではないということでしょうか。

【田中教育ICT担当課長】 おっしゃるとおりです。今回につきましては、端末の故障が生じたため、一人一台不足する分だけ購入するということになっております。

【赤木委員】 5年経つと故障が多くなるというのはわかりますが、今購入して更新するまで、とりあえず応急措置として購入するということでしょうか。また、更新というのは、その時は全体を交換するということでしょうか。

【田中教育ICT担当課長】 今回につきましては、来年度、令和2年度に購入した端末の入れ替えを検討していて完全決定ではありませんが、それまでの間の応急措置として、一人一台不足するものを購入するという形になっております。

【赤木委員】 更新の時には、今回新しい物を購入するわけですから、それを考えてまた台数を決定するということになるのでしょうか。

【田中教育ICT担当課長】 その通りになります。

【赤木委員】 わかりました。

【大竹委員】 パソコンの経年劣化というのは起こるのですけれども、5年で当初準備率が10パーセントくらいだということですが、それにしてもパソコンが足りないというのは故障となる比率が大きいという感じがします。故障の原因がどういうことなのか、使い方が荒いのかどうかということもよく調べていかないとまた購入しても同じようなことになります。故障の原因がハード的なものなのか、使用方法的なものなのかというのはよく見ていかないと同じようなことになるというのが1点です。それと次に購入する時に、値段との関係ですが、こういった学校用の端末、パソコン類について、どれくらいの保証期間を設けるのかということです。一般のパソコンでも最低1年か2年保証が付いています。それから更に保証を延長するには、少しお金を出せば5年保証しますという方法もあります。確かにこういう何千万、何億と購入する仕方もありますが、保証年数を延ばした時、金額は増えるが、トータル的には費用が安くなる場合もあると思います。パソコン類の保証の仕方でも考慮してあまり途中で大きな持ち出しにならないように、検討の要素として入れて頂ければ有難いと思います。

【田中教育ICT担当課長】 貴重なご意見ありがとうございます。パソコンについまし

ては、トータルの経費も含めて今後子どもたちに使いやすい物を含めて考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第90号「市会提出予定案件（その11）」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書（案）」についてご説明申しあげる。

この報告書については、7月16日の教育委員会会議でご報告した通り、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び大阪市教育行政基本条例に基づき、令和5年度の教育委員会の取組や活動の状況等について、点検及び評価を行い、作成したものである。前回、お示しさせていただいた素案からの変更箇所については、集計中であった施策目標の令和5年度実績値を追記するとともに、学識経験者による講評を追加した。

具体的な追記・修正箇所については、施策目標の②前年度不登校児童生徒の改善の割合の実績値が小学校中学校ともに30.9パーセントと確定した。

続いて、施策目標の②児童生徒1,000人当たりに対する暴力行為発生件数の実績値が小学校で1.5件、中学校で7.9件と確定した。

続いて、ただいまご説明した修正等に合わせて、総括表も修正した。基本的な方向1について、施策目標の未達成を10から14、施策目標の未確定を4から0に修正した。また、基本的な方向9については、施策目標未達成を0から1へ、施策目標未確定を1から0へ、集計が誤っていたため修正した。これらの修正に伴い、合計についても、施策目標未達成合計を45から50へ、施策目標未確定合計を7から2へ修正した。

続いて、学識経験者による点検・評価の講評を追記している。学識経験者のお二人から評価いただいた点として、「不登校児童生徒の在籍比率の対全国比が令和5年度はかなり改善されており、小学校では目標を達成している点」、「学力、体力ともに改善傾向がみられる点」、「英語教育について小学校低学年からの英語教育の実施やネイティブ・スピーカーの全小中学校への配置、教員研修等の実施によって着実に成果が出せている点」、「教員の勤務時間の上限に関する基準を満たす教職員の割合について目標値を上回る達成度が示されている点」が挙げられる。一方で、課題として、「いじめへの対応についての児童生徒

の意識調査」や「人権教育」について、達成状況が低く引き続き取組を進めていく必要があること、教員の管理職受験者に占める女性職員の割合が目標値の7割程度の達成度に留まっており、女性職員が管理職としても勤務できるような環境構造・体制を改善する視点から課題を検討することなどについてご指摘いただいている。また、「学びの多様化学校（不登校特例校）の開校により、不登校対策の一層の充実となる契機となること」や「教育委員会として自律的にデータを収集・分析し、活用可能なエビデンスの創出をめざすシンクタンク統括室を設置したこと」などについて期待していきたいとご意見をいただいている。

最後に今後の予定としては、本日、この案をご承認いただけたら、市長の決裁を経て、決算市会に報告書を提出するとともに、ホームページに掲載するなど、市民の皆様に公表してまいります。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 学識経験者の点検評価の講評のところですが、女性管理職への受験者増加の実現について関心があります。まず、女性管理職を増やすということは、長時間労働の解消と連動していると思います。大学では女性教員が未だに少ないので、2割、3割をめざすということで、様々な取組（たとえば女性限定公募等）を進めています。やはり、女性を優先するというポジティブ・アクションやアファーマティブアクションが必要だと思います。女性管理職を増やすということになると、環境を改善するのはもちろん大切ですが、目に見えた積極的な方策というのはこれまで取ってこられたことがあるのでしょうか。何割を女性の校長先生にするべく枠を設けるとか、そういうことをこれまでしたことがあるのかというのが私の質問です。

【松浦政策推進担当部長】 目標値は、41ページの一番下の②「教員の管理職選考受験者に占める女性職員の割合」こちらを30パーセントにするという目標は目標としてあるのですけれども、それに向けて現状では明確には何かをしたというような記憶がないので、確認をして改めてご報告をさせていただきます。

【赤木委員】 ありがとうございます。これは受験者に占める割合ですよね。受験者を増やすということで採用を増やすということとはまた違うと思いますけれども、またそのところをお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いします。

【多田教育長】 後ほど案件の中にも教員の働き方改革を取り上げますので、その中

でやはり本市の教職員で管理職の女性の割合というのは他都市と比べると少し低い状況がございますので、課題だという認識をして働き方改革をしっかりと進めて環境を整えていくということは非常に大事なことだと思っておりますので、そういった観点で後ほどまた説明させていただきます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第8号「総合教育会議について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和6年度の第1回大阪市総合教育会議は、9月10日午後3時からの開催を予定している。初めに、総合教育会議の流れについてご説明をし、次に当日の資料についてご説明を申しあげる。

当日のレジュメについて、議題は、「中学校における学校配置の適正化の今後の進め方について」、「教育ICTの今後の展開について」及び「教員の働き方改革の推進について」の3件を予定している。

次に、当日の流れについて、今回の総合教育会議では、令和6年4月より大阪市特別顧問にご就任いただいたデジタルハリウッド大学教授の佐藤昌宏氏にご出席いただき、議題2の「教育ICTの今後の展開について」においてご意見をいただくこととなっている。西村事務局顧問はご欠席である。

今回の総合教育会議では議題が3件あるため、当日は、議題ごとに資料説明をさせていただき、ご協議いただく予定である。本日も当日同様に、事務局の各担当より資料説明をさせていただいた後、議題ごとにご協議いただきたく存じる。

それでは議題1「中学校における学校配置の適正化の今後の進め方について」よりご説明申しあげる。

近藤学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

中学校の学校配置の適正化については、本年3月の第4回教育委員会会議においてご報告したとおり、大阪市学校適正配置審議会より提出された意見書を踏まえ、現在、事務局において、区担当教育次長会と連携し、基準等について検討を進めているところである。総合教育会議では、中学校について適正配置を進めること、またその進め方について、ご

意見をいただきたいと考えている。

「Ⅰ 学校配置の適正化にかかる基本的な考え方」において、一定の集団規模が確保された良好な教育環境を整えるため、適正化を推進する旨記載している。次に、「Ⅱ 小学校の状況」について、冒頭で、小学校の配置の適正化の基準と進め方などを条例等で規定し、取組を進めている旨記載している。下段の表では、学校数と適正配置対象校数の推移を示している。なお、令和11年度の学校の見込数は、現時点で再編整備計画策定済の学校が、計画どおりに統合された場合の見込数となっている。

「Ⅲ 小学校の適正配置による効果と課題」について、(1)では、教育的側面から見た効果と課題をまとめている。統合した学校の児童・保護者を対象に、統合半年後に実施したアンケートから、最も回答数の多かった肯定的意見と否定的意見をあげている。児童の約8割が「新しい友だちができた」、約5割が「これまでより楽しく学校生活を送っている」、保護者の約4割が「統合してよかった」と肯定的に評価された一方で、「意見がまとまりにくくなった」など、1割弱の方が否定的な評価をされている。また、統合を経験した教員への聞き取り調査では、「児童数の増加により、交友関係が多様化した。教え合いや競い合いなどの機会が増えた」「学級数の増加により、教育活動の幅が広がった」「教員数の増加により、他の教員の指導方法を学べるようになり、指導の幅が広がった」など、肯定的な評価が聞かれた一方で、「統合後の学校のルールについて、統合当初は認識にずれが見受けられた」といった課題もあげられている。まとめると、「児童の人間関係の広がり」「教育活動の充実」「教員の指導力の向上」など、小規模校の課題の一定の解消につながっている様子が伺える一方で、「統合を否定的に受け止めている児童・保護者が一定数存在」しているなど、課題も見られるところである。これらの課題に対しては、統合により生じた財政効果額も活用し、教員やスクールカウンセラー等を加配し、個々の児童に寄り添った支援を行っていくとともに、統合後の学校がより円滑に運営できるよう、これまで統合した学校の経験やノウハウも共有し、統合前の学校間での協議・連携のより一層の充実を図ってまいりたいと考えている。

「(2) 規定化の側面から」の効果と課題について、①では、大きく2つの視点から、条例改正前後で比較している。条例改正前は、保護者、地域による協議会等を設置し、その協議会等で再編の承認を経ることとしていた。そのため、関係する保護者・地域住民の負担感が大きく、協議会等の話し合いの目的や役割が不明確であったこともあり、結果として協議が長期化する傾向があるなどの課題が見られた。このような状況を踏まえ、条例で

は、行政の責任において再編整備計画を策定すること、その基準や進め方、計画の具体化に向けた会議の位置づけを明確にし、規定した。結果、再編決定までの期間の長期化が抑制されるという効果があったと考えている。一方、課題としては、学校の再編に対し住民の理解を得るには、やはり一定の時間が必要であることに加え、校舎整備にかかる期間が長期化しており、再編決定から再編実施までの期間が長期化していること、校地狭隘等の事情により、計画案の検討に時間を要する学校があり、全市一律に計画策定を進めることは困難であること、校舎整備や跡地活用等に取り組むにあたり、知識やノウハウのある職員が不足していることなどが挙げられる。これらの課題に対しては、日頃から学校配置の適正化の必要性や効果について幅広く周知するとともに、住民の関心が高い学校跡地の方向性についても早い段階から説明できるようにすること、ICTの活用による他校との合同授業の実施など、小規模校の課題を緩和する取組の充実を図るとともに、各区において、より早い時期から再編の検討を開始すること、区が担う業務である学校跡地活用等について、知識やノウハウを有する担当部署による支援体制の充実を図っていくことなど、対応策を講じてまいりたいと考えている。

「Ⅳ 中学校の状況」について、第1回学校適正配置審議会答申が出された昭和54年度と比較して、生徒数が半減している一方で、学校数は微増している。学校の規模を見ると、総体的に小規模化が進行しており、特に、5学級以下の学校が増加している。

「Ⅴ 中学校における学校配置の適正化の今後の進め方」について、ここまでご説明した内容と重複する項目もあるが、小学校の取組では、これまでのところ肯定的影響が確認されていること、令和2年の条例改正以降、小学校の配置の適正化に関する基準や進め方を広く公表し、取組を推進していること、中学校においても、近年、一部の学年に単学級のある学校が増加していること、令和6年3月、大阪市学校適正配置審議会より教育委員会に対し、中学校の配置の適正化にかかる意見書が提出され中学校についても配置の適正化を進める必要があること、中学校の配置の適正化を進めるにあたっては、保護者や地域に混乱をきたさないようにすることが肝要との留意点が述べられていること、これらを踏まえて、一定の集団規模が確保された良好な教育環境を整えるには、中学校についても、今後、学校配置の適正化を進めていく必要があり、そのためには、小学校と同様に、条例等により規定化することが望ましいと考えている。

なお、審議会からの意見書をご報告した際に、通学距離が長くなることへの対応策が必要など様々なご意見をいただいた。総合教育会議において、今後の方向性を確認いただけ

たら、具体的な条例、規則、指針案について今後順次、教育委員会会議にお諮りし、その際いただいているご意見や意見書の配慮事項等の反映状況などについてもご報告し、ご審議をお願いしたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 総合教育会議の議題の1番「中学校における学校配置の適正化の今後の進め方について」ということで、当日の資料を基に説明をさせていただきました。当日、様々な観点からまたご意見をご頂戴いたしたいと思っておりますけれども、この場で確認しておきたい点や、またご意見などを頂戴できればと思っております。よろしく申し上げます。

【長谷川委員】 小学校の取組の方は、条例などを規定化し、取組が進んで肯定的な意見もいただけているということで、今後中学校も規定化するということには全く異論はないですが、現時点での小学校の適正配置のルールの内容を確認させていただきたいです。条例で小学校の学級数の適正規模等を規定した上で、規則で適正規模にする対象校の区分等を決めています、指針でその手法などを規定していますということによろしいですか。

【近藤学校環境整備担当部長】 その通りで、条例で小学校の学級数の適正規模等を定めておきまして、規則において対象校の区分や再編整備計画の策定にかかるルール、また、検討会議のルール等を決めております。そのほかは指針、手引きにおいて具体的な手続きを定めているとこのような建付けでございます。

【長谷川委員】 中学校と小学校で同じところと違う観点が必要なところとあると思っております。特に中学校では思春期の年齢であること、単学級だとクラス替えができない、部活動がある、先生が教科担任である、そういう観点からの小学校とは違う基準を盛り込む必要があると思っておりますので、先ほどの適正規模の対象校の区分のところが一番検討が必要かなと思っております。その点、どういう状況が一番適切かということを検討いただいて、規定化できればと考えていますので引き続き審議いただければと思います。

【近藤学校環境整備担当部長】 ありがとうございます。今後条例化するという方向性が確認いただけましたら、条例、規則、指針案の具体案につきまして、順次、お示しさせていただきます、ご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【平井委員】 中学校の適正化はこれでよいと思いますが、大阪府立高校の入試で定員割れが急増しています。また、大阪府立高校が入試の前倒しも予定されており、学校再

編の波は想像以上です。中学校の適正規模化を図ることによって、府立高校に行く生徒の数も減ってしまいます。学習指導要領の改訂に伴い、カリキュラムも大きく変わっていますので、小中高の接続という意味でも府の動きと連携しながら検討をされることが大切ではないかと思います。

【近藤学校環境整備担当部長】 ありがとうございます。

【大竹委員】 中学校が適正化ということで、学校が統合されると、府立高校に行く生徒数が減るといえるのはどういう意味ですか。

【平井委員】 絶対数が減っていますので。

【大竹委員】 それは統合してもしなくても絶対数が減っているというなら、統合したから減るのではなくて、絶対数が減っているという意味では理解できるのですけれども。統合すると減って高校に受験する人が減るといえるのはちょっとわからなかったのです。

【平井委員】 私学に流れています。

【大竹委員】 統合の段階で、中学校の人が別の私立の中学校に行くということですか。それならわかります。そういうような機会が増えてしまうということですね。

【平井委員】 公私間協定もあるわけですから、均衡ある発展に努めてほしいものです。

【多田教育長】 ありがとうございます。それでは、本件につきましては、この形で進めさせていただけたらと思います。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

続いて、議題2「教育ICTの今後の展開について」をご説明申しあげる。

教育ICTの今後の展開として、この間の教育ICTに係る取組や課題、今後教育ICTの活用をより一層推進するための施策や体制の構築などについてご説明する。

学習者用端末の活用状況について、ICT活用を推進する必要性として2点が挙げられる。まず、文部科学省中央教育審議会の令和3年1月答申にて、「令和の日本型学校教育」が示されており、ICTを最大限活用し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要とされている。また、学習指導要領において、「情報活用能力」が学習の基盤となる資質・能力と位置づけられており、情報技術を学習や日常生活に活用できるようにすることの重要性が強調され

ている。これらの点から、あらゆる教育活動の基盤となるICTの活用を推進することが重要であると考え。一方、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査において、PC・タブレットなどのICT機器の使用頻度において、「ほぼ毎日利用している」、「週3回以上利用している」の回答に対する全国との差が、小学校でマイナス23.4ポイント、中学校でマイナス28.5ポイント生じており、今後、さらなる教育ICTの活用推進を行っていく必要がある。そこで、本年度より、教育振興基本計画においても、新たに目標を設定したところである。ICT活用を推進するためには、教職員のICT活用指導力の向上が必要不可欠である。具体的な取組としては、昨年度より、文部科学省事業として、学習者用端末とクラウド環境を活用した取組について指定校を選定して推進し、新たな事例を創出するリーディングDXスクール事業や、生成AI等の先端技術の効果的な活用についての実践検証の取組を進めており、ICTを活用した効果的な教育実践の創出・モデル化を進め、その成果を各学校へ周知している。また、昨年度まで2か月に1回、学校園へ送信していた「ICTニュース」を、今年度は週に1回全教職員にメールマガジンとして送信し、現場に役立つ情報や、ICTに関するスキルを紹介している。また、児童生徒のキーボード文字入力スキル向上に向けて「タイピング選手権」を開催予定である。さらにICT推進リーダーによる研究支援や事例創出のほか、指導主事のICT活用指導力の向上及び情報共有のために、指導主事向け研修等を実施し、教育委員会事務局総体で学校におけるICT活用を推進している。今後も、引き続き、学校現場に対して教育ICTの活用を推進する支援を行い、教職員・児童生徒・教育委員会事務局が一体となってさらなる教育ICTの活用を推進してまいる。

データ利活用の状況について、これまでに経年的に蓄積された教育データを今年度総合教育センター内に設置したシンクタンク統括室において、外部人材のデータアナリストを中心に調査分析を推進してまいる。分析から得られた知見は教育施策の企画立案に活かしたり、学校現場に分析成果を発信したりしていく。

18ページをご覧いただきたい。こちらは、7月30日の教育委員会会議で全国学力・学習状況調査の結果をご報告申しあげた際の資料と同じであり、子どもたちの「主観的幸福感」に各項目がどれくらい影響しているのかについて数値の大きさを示している。教師サポートの数値が小学校0.77、中学校0.64と他の項目に比べ大きく、教師サポートが子どもたちの幸福感到に大きく影響を与えていることが分かった。子どもたち一人一人のデータを活用しデータアナリストによる分析で新たな視点が見えてきた。子どもたちへのサポートが持続可能となるよう、後程ご説明する働き方改革をはじめ、教師へのサポート体制を整える

とともに、蓄積された子どもたち一人一人のデータを引き続き分析してまいりたいと考えている。その観点からも、一人一台学習者用端末の活用促進を図っていく必要があると考えている。

学校ICT環境の改善について、令和2年度に調達した一人一台学習者用端末約16万台が今年度で活用後約4年を迎えることから、令和7年度以降に更新を行う必要がある。端末更新にあたり、端末のOSや調達手法については、活用向上に向けた取組に資する内容であることや現場教員の意見及びこの間の利用状況等の分析結果をもとに仕様を検討していく必要があると考えている。また、学習場面でのICT機器の活用を通じて「主体的・対話的で深い学び」を推進するため、電子黒板の導入やプリンタ環境の改善など、学校のICT環境の改善についても検討していくこととしている。

学校園システム及び教育情報ネットワークの再構築について、まず、それぞれの課題として、本市学校園の各種システムについては、段階的に開発を行ってきたことから、システム間のデータ連携が少なく、手入力・手作業・紙書類が多いため、効率的に業務が行える仕様とはなっておらず、今後ICT化を通じて教員の負担軽減を図る必要がある。また、現行の教育情報ネットワークについては、情報セキュリティ面において外部からの脅威への対応力が困難になりつつあることや、学習系システムと校務支援システム間の安全かつ柔軟なデータ連携が困難なため教職員の負担となっているということがある。これらの課題に対する対応策として、学校園システム環境が抱える課題の解消を図り、教職員の働き方改革に資する統合型校務系システムの構築・運用を検討することとしている。また、教職員の負担軽減に加え、情報セキュリティ面の強化を図ることが可能となることから、文部科学省が示すアクセス制御型のネットワークに準拠した次期教育情報ネットワークの構築に向けて検討することとしている。

最後に、教育DXの実現に向けた体制の構築について、本市学校園の各種システムの再編成及びネットワークの再構築にあたり、業務課題の洗い出しや整理等を行う必要があると考えるが、対応できるDX人員が不足していることに加え、システム関連の入札不調が相次いでおり、再度スケジュール調整や対策を検討する必要性が生じている状況である。また、教育委員会事務局が所管する各システムは、利用拠点が小中学校等の約470拠点、利用者は教職員約2万人に児童生徒約18万人、扱う個人情報はこちらに保護者などを加えると数十万人と、いずれも非常に大規模なものであるが、市全体のDX体制と比較してもその規模に対応できる十分な体制とはいえない状況である。今後、教育DXを強力に推進し、子どもたち

の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現していくためには、学校現場において教育ICTの活用を推進する教員を育成するとともに、教育委員会事務局においても、ICT関連業務の企画から調達・開発、経費等を的確に管理・運用できる部門を設置し、システム全体の将来像を見据えたマネジメントができるDX人材を配置していく必要があると考えており、計画的・段階的なDX人材の育成及び人員の増強による体制構築を進めてまいりたいと考えている。「教育ICTの今後の展開」については以上である。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 学習者用端末の活用の状況について、少し驚いたのですけれども、本市が全国平均に比べて小学校も中学校も著しく低い、この原因はどこにあるのでしょうか。さらに、それを解決するために、活用向上に向けた取組ということで、台数は行き渡っている、環境は整っているけれども、活用率が低いというのは、それを使って指導する側の問題だけなのでしょうか。パイロット校を選定する、研修やICT推進リーダーを指名していくということですが、いずれにしても全国平均よりこれほど低い原因は为什么呢。

【富山総合教育センター所長】 ICTの活用がなぜここまで進んでいないのかという御質問だったかと思えますけれども、心の天気の入力等については、少しずつ進んできておりますが、これまでに受けた授業でという質問に対して授業の中で教員がICTを活用するそのチャレンジをしてまで授業を変える必要性というのをあまり感じていないというところにも要因があるのかなというふうにも思っております。しかしながら、言語能力、問題発見解決能力と同様に、学習の基盤となる資質能力や情報活用能力の育成というのは非常に重要でございますので、その重要性について研修、支援訪問等で教員に示していきながら理解及び活用推進を図っていきたいと考えているところでございます。

【赤木委員】 例えばフィンランドと比べて日本はこれだけ低いというなら今の回答で納得できますが、日本の話で本市が低いというのは、その理由がわかりません。規模が大きいからICTの教育が行き渡っていないとか、その理由が、なぜ本市がというところをお聞きしたかったのですけれども。

【富山総合教育センター所長】 授業の中で取組が進んでいないところがございまして、16ページの取組を始めとしまして、学校の実情に応じた訪問支援や日常的に1日のルーティーンとして、先行事例として好事例ですけれども、例えばデジタルドリルを朝行う、そしてどの教科でも写真、動画の撮影、インターネットの検索ができる、アンケートフォ

ームを活用した授業の振り返り等、どの教科でもできることを紹介していくなど、多面的な支援を行っていくことで教員のICTにかかる意識やノウハウ等をさらに積み上げたいと思っております。なぜこれほど低いのかという質問にはきちんと答えられていないかもしれませんが、今そういった形で意識を変えていきたいというところでございます。

【赤木委員】 それなら特に他の自治体で凄く進んでいるところの事例などを参考に進めていっていただきたいと思います。

【大竹委員】 この件は、随分違うなと思いました。本市の小学校の各校の中で平均するとそうですけれども、全国平均25パーセントを上回っている学校がどれだけあるのか、そういうところを比べてしていかないと平均値だけ見てしまうと今言われたように、なぜこんなに低いのかなと感じます。学校の中で全国平均を超えているところがあれば、教員の質なのか、受ける側の問題なのかがわかるので、他都市に行くのも良いですが、大阪市の中であればすぐに調べられると思うので、そのようなこともされてはどうかと思います。

【異委員】 同じところが引っかけた次第です。コロナ明け、本市は結構早い段階から一人一台タブレットを導入して、全国の見本となるような導入だったと思っていたのに、そうなんだというデータではありました。タブレットで写真を撮って使ったとかではなくて、その次の議題にもある働き方改革にもつながると思いますし、生徒が何より探求学習や情報、早期にパソコンの操作に慣れるということも凄くメリットはあると思いますので、使いたいけれど使えない理由があるのかということの方がやはり気になったというところなんです。あと学校内でも同じ学年、同じ教科でもそのクラスによって使っているところと使っていないところに差がある、それはやはり教員の活用の仕方が一番大きいのではないかと思います。活用しようと思うと準備が必要になってきます。先に自分で取り組んで、こういう失敗をした、こういうふうに対応しようとか、そういう時間や余裕もやはりないのかなと正直思います。数年前もICT指導員の方が不足していたり、来て欲しいときに来てもらえない、その学校の教員で配置している場合もあると思いますが、その先生も授業をしているので、授業中に上手くいかないとなったときに活用できなければ授業も止まってしまいます。結構数年前から同じような課題があったと思うのですが、この数年間にどれくらい改善されたか気にはなりますので、進捗状況というか、これは最初から言われているところだと思いますので。授業などで活用して凄く便利だと思うのは、不具合があったり途中で止まったり機械なので絶対にありますけれども、オンタイムで聞けるような遠隔であったり、オンラインであったり、学校に配置ではなくて、教

育センターであったり、担当しているところにすぐに誰でも繋いで聞くことができるとかそういったところも検討されても良いのかなど、やはり欲しい時にすぐに欲しいというのがあるので、その辺りも踏まえて検討していただければ良いかなと思います。

【富山総合教育センター所長】 ありがとうございます。今年度より振興基本計画の目標を授業日において児童生徒の8割以上が学習者用端末を活用した日数が授業日の半数を超えた学校の数と割合ということで変えておりまして、4月から集計を取っております。4月は平均が16.1パーセント、それが5月は13.9パーセント、6月19.7パーセント、7月23.6パーセントということで少しずつではありますけれども、伸びてきていると感じております。異委員からご指摘のございました、すぐにわからないときに問い合わせができるということで、もちろんアドバイザー、アシスタントも定期的にまわっていますが、直接、総合教育センターにお問い合わせいただいても結構ですし、電話にて技術的なサポートを行うヘルプデスクやWEBサイトなどでも整備をしております。しかしながら、まだまだ今後学校からの声を参考に検討をしていかれたらとおっしゃっていただいたように、学校が求める形への新体制へと更新をアップデートしていきたいと思っております。

【平井委員】 政令指定都市で比較してみるとどうなるのでしょうか。本市の場合、母集団が大きいので二極化は免れません。妥当性、客観性、信頼性の担保という意味で検討していただきたく思います。コロナ禍を振り返ると、一人一台端末が可能になったとき、教師側の問題として教育機器への不慣れと勉強の内容を教えるだけでなく、勉強のやり方を教えるという意味で教師がファシリテーターとなり、指導する難しさを痛感したように思います。同期、非同期の指導は今や時代の潮流ですからそのあたりも継続的に検討していったほうがよいように思います。

【富山総合教育センター所長】 ありがとうございます。

【長谷川委員】 先ほどから大阪市の利用率が低いという話がありそれに絡んでですが、子どもたちに聞きますと毎日使っているけれども、心の天気しか使っていないという答えが返ってきました。上の子どもは、昨年もう少し使っていたようですが、この毎日の中にはそういうものも含まれている相当数と思っています。今後、ログなどを取れるようになったらその辺りの使い方もわかると思いますので、使っているかどうかのみならず、実質的な内容も見えていただけたらと思います。情報を扱う以上、ネットに繋がる危険というのも必然的に教えていけないと思っております。中学校の段階では割と教科書の授業にもそういうものが入ってきていると思いますが、小学校の少なくとも低

学年の教科書にはなさそうだなと。ですが、使う以上は小さいうちから教えていっていただきたい、そしてその情報の調べ方もネットで調べる情報の信用性であったり、本来辞書で調べるべきだという違いについても教えていっていただけたらと考えています。

【富山総合教育センター所長】 ありがとうございます。情報活用能力の育成については、今ご指摘のとおり、情報モラルを含むということも指導要領に明記をされております。本市におきましても、情報モラル事例集というものを発行してございまして、各学校に昨年度末も配付をしております。そこにはご指摘のありました著作権、肖像権に関する事例であったり、インターネットやSNSに関することの事例の、合わせて30以上の事例をあげております。各学校は適宜、スマホ教室の取組やいじめの対応といった、各学校の課題や実情に応じて活用いただいているというふうになっております。本当に先生のおっしゃる通りだと思えました。ありがとうございました。

【異委員】 先ほどは授業中を想定して質問をさせていただきました。単純に質問ですけれども、現状で持ち帰って宿題であったり、問題を解いてその説明動画であったり、不登校の児童生徒に対して、持ち帰って自宅で学習できるような状況、こういったところはどのような状況かわかりますか。基本的には持ち帰ったらいけないとか。

【富山総合教育センター所長】 持ち帰りはOKになっております。

【神山首席指導主事】 持ち帰りにつきましては、各校積極的にしてもらおうようお願いをしているところでございます。不登校児童生徒等に対しましては、予備機を活用して授業の配信でありますとか、デジタルドリルの活用という部分で各校にお願いしております。

【異委員】 宿題とかで結構持ち帰って、デジタルドリルなどそういったものはみんなではなくてもしているところはあるということですね。

【富山総合教育センター所長】 はい。

【異委員】 そういったところをもう少し活用できるのかなと思います。今、長谷川先生がおっしゃったように、リスクな部分もありますので、子どもが昨年持って帰った時に「これは学校のものだから検索できない」「このサイトにいけない」など聞こえていたので、ある程度はあるのかなと思いますけれども、リスクも含めて持ち帰って自分で学習したり、それを見て先生方も正答率であったり、この辺りをよく間違えているというような活用ができれば良いと思います。

【富山総合教育センター所長】 ありがとうございます。

【赤木委員】 学校のICT環境の改善について、先ほどWindowsの端末を6,725台購入するということが言われましたが、第1教育ブロックはChrome端末で、今もChromeの端末を使っているということでしょうか。第1教育ブロックだけChromeで、あと3つのブロックはWindowsを使っている、更新に際し仕様などを検討していくということですが、第1教育ブロックだけ違うということで、例えば先生がブロックを移られた場合使いにくいとか、なぜ別のものを使用しているのかわからないですけれども、今後それを統一するか、別に違っても支障がない等、そこの辺りの事情を少しお聞かせください。

【田中教育DX推進担当課長】 第1教育ブロックがChromeかというのはご指摘の通りです。なぜかと言いますと、当初前回の調達時に4つのブロックに分けて調達をしております。その時に特にOSの指定はせずに調達をしましたので、結果として第1教育ブロックだけChrome、第2、第3、第4教育ブロックはWindowsになったという経過がございます。現状でも第1教育ブロックから第2、第3、第4教育ブロックに行くとか逆のパターンなどで先生方が使う端末が変わるというケースは出てございます。当初は使い心地は違うと思いますが、大きな混乱が出ているという認識はございません。次期の検討ですけれども、現場の意見や利用状況なども踏まえて検討しているところでして、結果として全部Windowsになったり、Chromeになったりということも含めて検討を進めているところでございます。

【赤木委員】 ありがとうございます。

【多田教育長】 この件につきましては、このような内容で進めさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議題3「教員の働き方改革の推進について」をご説明申しあげる。

まず、文部科学省は、学校教育の質の向上のためには、教師でなければできない事に集中できることが重要であるとの観点から、資料下段の表にある考え方を示している。「学校・教師が担う業務に係る3分類」として、【基本的には学校以外が担うべき業務】、【学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務】、【教師の業務だが、負担軽減が可能な業務】の例を示して、学校及び教員の業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進するよう求めている。本市においても、これを踏まえ、具体的な取組として、令和元年12月に「教員の働き方改革推進プラン」を策定し、現在は第2期プランに基づき、様々

な取組を進めている。その内容、全体像については、4ページに参考資料を添付している。

資料の2ページをご覧ください。本市におけるこれまでの取組例と今年度の主な取組をまとめたものである。教員の人材が全国的にも不足する中、本市の教員になりたいという人材が増えることを願って、「教員の働き方満足度日本一」をめざし、取組を進めている。令和5年度から導入した施策として、時間外勤務が最も多い、教頭の負担軽減策として、新任教頭が在籍する学校に配置する教頭補助に加えて、新たにワークライフバランス支援員を配置した。令和6年7月現在、97校に配置している。また、欠席連絡等アプリ「ミマモルメ」や採点支援システムを全校に導入した。令和6年度は、まず、全国初の取組である「本務教員による欠員補充制度の創設」であるが、本市独自で本務教員である「特別専科教諭」を配置し、年度途中の産休・育休取得者の代替要員を確保している。今年度は65名であるが、令和7年度以降は130名に増員し、働き方改革の大きな支障となっていた、欠員の未補充を解消するべく取組を進めている。また、教員の負担軽減のため、東成区の東陽中学校で効果があった、電話の音声ガイダンスの導入に向けて検討を進めている。さらには、働き方改革の取組の先行的な事例を発信し、各学校園が主体的に議論して取組を進められるよう支援する。この間の取組により、着実に時間外勤務は減少し、全校種の月平均一人当たりでは、平成30年度と令和5年度で、36時間28分から29時間49分に、月平均6時間39分、減少している。一定改善傾向にはあるものの、更に働き方改革を進めていくためには、地域・保護者の理解・協力が欠かせないと考えている。

地域行事への教員の参加の見直しは、これまでも地域に理解を求めてきた。昨年度は、市長のメッセージを盛り込んだチラシを配布し、学校現場からは、地域と対話するきっかけが生まれたとの声もあり、効果も見られたところである。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が、昨年5月に5類に移行されたことに伴い、地域行事は増加傾向となっており、課題も見えてきた。一つは地域によって、参加の見直しへの協力の度合いに濃淡があること、もう一つは教員の参加は減少しているものの、管理職の参加はコロナ前に戻りつつある状況である。これら地域の行事への参加は、学校主催の行事と異なり、多くは勤務時間として位置付けられておらず、校長や教頭が、休日や夜間に多くの行事に参加している状況がある。資料の5ページに、抽出調査により把握している状況を記載している。PTA主催の行事は、学校も主催者となっているものである。地域行事の例としているものは、地域により濃淡はあるが、連合振興町会の単位で実施されるものが多く、統合されて複数の連合がある学校では、各連合のこれらの行事に参加しているケースもある。子どもの教

育環境を充実させるには、教員の負担を軽減して、子どもに向き合う時間を確保することが大切である。また、校長・教頭など管理職は、リスク管理も含め、学校運営全体のマネジメントを担っていることから、その負担を軽減して学校教育の質を向上させるため、マネジメントの時間を確保することも重要と考えられる。教員は免許職であり、大阪市でなくても採用試験さえパスすれば、全国どこでも勤務することが可能である。管理職は、優秀な教員が、自らの将来像として考えるケースも多いことから、人材確保のためにも、教員だけではなく、管理職も含めた職場全体の働き方改革を進める必要があると考える。女性管理職の割合であるが、校長では、小学校は、17.6パーセントと20政令市で下から二番目、中学校は、8.5パーセントと下から三番目という現状である。ちなみに女性の教員の在籍率は、小学校が65パーセント、中学校が51パーセントである。令和3年度のアンケート調査では、「管理職になると土日もPTAや地域の行事に参加が求められ、時間に融通が利く人しかできない。」、また「子どもがある程度の年齢に達するまで難しい役職。」といった意見もあったところである。先日、平井委員から、地域に開かれた学校園づくりを進めるに当たり、校長の役割は重要とのご指摘をいただいた。確かにPTA活動や通学路での見守りなど、地域から多くのご協力をいただいております、学校と地域の連携の重要性は変わるものではない。そうしたことも大切にしながら、文部科学省が示す考え方を踏まえ、教育委員会と学校、区役所が連携して、地域の方に、ご理解とご協力をいただいて現状を改善するべく、丁寧にご説明していきたいと考えている。課題解決に向けた今年度の取組としているが、昨年度に引き続き、地域・保護者の方々に対して、市長からメッセージを発信していただきたいと考えている。内容については、地域行事への参加の見直しに重点を置き、地域の方のご理解とご協力により、教員や管理職が子どもたちへ向き合い、学校教育の質を高める時間を確保することにつながる、そして教員や管理職のワークライフバランスを充実させて将来的に教員の人材を確保することにつながることなどを盛り込みたいと考えている。加えて、地域のご理解とご協力を得るため、各区役所から各地域に、これから作成する新たなチラシを配布して協力を依頼していただけるよう、区担当教育次長会議や区長会との調整を進めるとともに、学校も、それぞれの地域の理解が得られるよう、働きかけを進めることとしたいと考える。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 先ほどの議題でもあった点検評価報告書の中で未だに半数の教師が

月平均30時間超の時間外、2.3パーセントの教員が80時間超ということだったのですが、特に2.3パーセントの方がどういう属性の方なのか、教頭がお忙しいというのは出てきましたが、教頭の数なのか他にも理由があるのかという辺りを教えていただけますか。

【藤堂教職員給与・厚生担当課長】 小学校では11名、中学校では295名ということで圧倒的に中学校の方が多くなってございます。その内の内訳ですが、管理職について、小学校が10名、中学校が15名ということで一定数はいるのですけれども、その他の役職で申しますと、中学校では首席・指導教諭が18名、主務教諭が128名、教諭が103名、講師が31名、人数で申しますと280名と大変多いことから複合的に考えますと、部活動も一つの要素と推測はしております。今回複数の校長先生に確認をしたところ、今回総合教育会議で議論いただく、地域行事の参加について、先ほど部長からも説明がありましたように、大抵の校長先生、教頭先生はボランティアで参加されることが多いです。それはお祭り等を行った後に懇親会があるなど、あまり業務として行けない状況もあるというところで、大抵はボランティアで参加されているというところになってきますので、私どもが把握しております時間外勤務には地域行事に参加されている部分は含まれていないというような状況になっております。

【長谷川委員】 時間外に表れていないということなので、一概にどちらがどうとは言えませんが、それだけ中学校の部活動での時間外が働き方改革を進められていない状況があるというのであれば、地域の皆様へのメッセージもそうですが、部活に参加する中学生やその保護者に向けて代替手段である部活動指導員を増やすけれども理解をして欲しいといった、そういうメッセージの方が効果があるのかなとも思うので、そこもご検討いただけたらと思います。

【上原教務部長】 ありがとうございます。昨年度の資料にもそういったことを盛り込んでおりました、実際、部活動指導員の配置によってこの間、中学校での月80時間超えも人数的には全体でも平成30年と比べて630人から295人ということで半分以上減っております、かなりの予算を投じて部活動指導員を配置していることの反射的效果でもあると思いますので、こういったこともご協力を求めていけたらと考えております。

【平井委員】 部活動についての地域移行は進んでいるのでしょうか。

【上原教務部長】 直接、私が担当させていただいているものではないのですけれども、指導部の方で担当しております、モデル事業のような形で4区で展開をしていると聞いております。

【平井委員】 事案発生時の生徒指導が一番大きな要因だと思います。特効薬はないのですが、カウンセラーや警察、諸々の関連機関との連携とその具体的なマネジメントにつきるような気がします。

【上原教務部長】 事案が発生しました時の生徒指導の状況はまさに委員ご指摘の通りでございます。何等かの事案が発生しますと長時間の勤務ということになりますけれども、やはりそういった中でもどれくらいの教員で対応するとか、働き方改革の取組をこの間いろいろ外部人材を入れてすることで管理職の残業の80時間超えもかなり減ってきております。小学校で申しますと平成30年度に教頭36人、80時間超えがおりましたが、令和5年度は15人ということで半分以下には減らせてきています。やはり普遍的な部分は残りますけれども、それ以外のいろいろな改革を進めることで必要な体制をしっかりと考えて対応するという事は一定浸透しつつあるのかなと。

【平井委員】 イギリスが1988年か1989年でしたか、先生のやるべき仕事を分けました。ホームルームティーチャーとサブジェクトティーチャーと分けました。それによってかなり改善されたとは聞いているものの日本と全く学校文化が違います。ですから海外のものを日本にもってきて成功した事例があったかどうかということです。そういったものも含めてまた検討を進めてほしいと思います。

【長谷川委員】 今の平井先生のお話もあり皆様にもぜひお伺いしたかったのが、教師の本来的な業務はなんだろうというのを最近ずっと考えていて、ご意見をお伺いできたらと思います。基本的には学校以外が担うべきとか仕分けはありますけれども、教師しかできない業務というものがおそらくあるかなと思って、そちらはどう考えたらいいのでしょうか。

【藤堂教職員給与・厚生担当課長】 授業であるとか授業準備であるとかそれはもちろん教師の業務として当然のことだと思っております。その他で申しますと子どもの好奇心なりを引き出すことによって、立場を超えた子どもと共に授業を作るというところが大切になってきていまして、子どもが将来社会に出ていけるような教育というのを重点を置いて実施していかないといけないと考えていますので、学校が子どもの居場所になるようなことに集中して取り組めるような環境を作っていきたいと考えております。

【長谷川委員】 ありがとうございます。他の委員の先生方のご意見もお伺いできればと思っております。特に授業準備や授業をすることが先生の役割だと以前は思っていたのですが、それよりもやる気のある生徒は勝手にタブレットとかを与えておけばするだろう

と。そうするとやる気のない生徒に好奇心を持たせてというところが重視されていくべきなのかなと、そういうふうになってきたところもありますので、ぜひご意見をお聞かせいただけたらと思っています。よろしくお願いします。

【上原教務部長】 文部科学省の方でも今の学習指導要領におきまして、子どもたちに今の時代の中で生きる力を身につけさせるために、主体的・対話的で深い学びを進める、子どもたちが自ら学習者として教師も学習者として子どもと共に学び合うとか、そういったようなことが学習指導要領にも取組として挙げられておりまして、子どもたちがしっかりとわかる授業、主体的に考えて自ら学ぶようなことを授業スタイルとして、例えば課題探求型の学習とかいうようなことも学校では始めておりますけれども、しっかりとわかる学習、わかる授業をして子どもたちをしっかりと学びの中で学習規律も身につけさせていくことが今非常に大切になってきていると考えております。

【平井委員】 教師の役割は知徳体のバランスの取れた人間教育であり、学習指導要領も改訂されており、探究的アプローチもその中から出てきたものです。当然、指導法も変容していかざるを得ないわけですから、現場教員が変化に疲弊しないように教育委員会事務局が中心になってリードしてほしいと思います。

【赤木委員】 24ページの表が具体的に教師の負担を減らすという点で上手く整理されていると思います。負担を減らすのにボランティアに依頼するのか、外部の業者に依頼するのか、あるいは支援が必要な児童生徒の指導というのも生きる力をつけるということで、教師の業務なのではけれども、しかし、支援も複雑化していて家庭環境のことであるとか、子どもの心の問題は先生だけでは担いきれないということで、カウンセラーと専門スタッフを入れて協力していくということで、教師がしないというわけではないが、担いきれないということ等、実にこの表は凄く今後の対応、対策も含めてうまく整理されているなと思います。もっと地域のボランティアを入れるとか、外部に委託するとか、具体的に挙がっていますけれども、今回市長からもメッセージを出していただくということで、学校は地域と協力しながら運営していかないといけないですが、「勤務時間以外は一切出ない」というくらいにしないと、お祭りは出るけれどこっちは出ないとかそういうことになったら、うちの団体は軽んじられているとかそういうことになるので、勤務時間ではないということで一律切っていくと仕方がないのかなと思います。校長先生も教頭先生も申し訳ないという気持ちは最初持つかもしれませんが、いつまで経っても時間外にボランティアで行くということがなくならないので、市長から強力なメッセージを出していた

だくのと、学校現場もそれは仕事ではないと、今までの経緯からすると非常に冷淡な関係になると最初は抵抗があるかもしれませんが、そうじゃないと労働時間の削減は実現できないということで進めていただきたいと思います。

【異委員】 色々思うところもありますけれども、今、教員不足じゃないですか。働き方改革も周りの学生から聞く話で、残業が少なくてホワイト企業、土日も休日をしっかりと取れるところが良いというのがやはり年々多くなってきています。そういったところが人材の確保につながっていくのかなと思っているので、しっかりと取り組まないといけないと思っています。24ページで、担うべき業務ということで色々分けていると思いますが、これはあくまでも文科省が出してくれているものだと思うのですが、大阪府が本当に何を大事にしたいのかを話し合わないといけないですし、あくまでも外から見たもので生徒や保護者、地域の人から教師でないといけない業務、先生に見てもらいたい、先生に相談したいことが子どもたちや保護者目線から絶対外せない業務もあると思いますので、子どもたちの意見など、色々削減をする中でそういった観点も取り組んでいかないといけないかなと思っています。私事で恐縮ですが、子どもが一時、人間関係で学校に行きにくいとなった時に初めてすぎる思いで先生に相談させてもらった時に、こういうことはクラスの担任の先生以外ではできないと思いました。クラスの雰囲気や友達、交友関係、普段見ているところとかやはり、今はおかげ様ですぐに楽しく行けるようになりましたが、こういった時に、絶対に担任の先生と話をしたい、一緒に解決していきたいと思ったので、やはり外せない業務というところも子どもたちや保護者の意見も聞いてもらってその辺りも含めて働き方改革につなげて行って欲しいと思いました。長時間の残業の原因の一つが先ほど部活動のお話だったと思いますけれども、スポーツ庁が令和5年から7年にかけて改革の推進期間ということで、まずは休日から地域移行するというので、これは実は全国に先駆けて本市は結構動きも早くて、私も3年前から部活動学会の方で色々情報等も求めているのですが、大阪市の部活動指導員の多さや、そこまで予算をかけてすごいですね、どうやって人材を集めているのでしょうか、研修をそこまでしているのですかね、みたいな意見があって、他の大都市も含めてあまり動いていないのが現状です。大阪府も早くから動きましたが、模索もしていて色々な取組もしていてモデル事業などを色々しているのですが、アンケート調査や様子を見て、子どもたちの様子や指導員の現状を今現在見ている段階であって、しっかりと動いているという面では動いていると思います。移行期間が令和7年までということで、今まで行ってきたモデル事業であったり、部活動

指導員の状況などを踏まえて令和8年度くらいからは今までの成果を基にぐっと動けるのではないかなと思っております。私も4月から中学校の部活ではないのですが、大学の強化クラブの部長をしており、とてつもない業務負担です。名前だけの顧問などは大学でしていましたが、自分が部長とヘッドコーチを兼務していて、本当に授業資料の比ではないくらいとてつもない業務で、授業が終わってすぐ部活、土日試合の引率、保護者対応と、こういう負担というのはすごく想像がつくし、やはり部活動指導員に任せるというのもそんなに簡単なものではないし、責任もあります。ここは何とかしていかないといけないとすごく痛感しています。大阪市は、部活動指導員の人数であったり予算も凄く理解を得て取っていますので、この状況で令和7年まで様子を見てまとめて成果を令和8年度から動くようなものにできるのではないかなと思っております。ここはばっさりと改革しないといけないところかなと自分自身も凄く感じております。

【多田教育長】 ありがとうございます。本日はこの三つのテーマにご意見をいただきました。最後の働き方改革につきましてもそうですが、市長にこの後、当日までの間にレク的機會も控えておりまして、働き方改革の地域との関わりにつきましても、非常に関心をお持ちです。我々が聞く範囲でも学校ごと、あるいは地域ごとによりかなり差があって、学校と地域との関係性も土曜日、日曜日の行事についても、終日拘束されるような場合や式典だけ参加、そういう地区ごとによりかなりの差があったりしますので、まずは対話をこういった趣旨で大阪市全体としても取組を進めたいということで、対話から始まって中にはそれであれば学校の状況も理解した上で、地域の方にこういう方向で議論しましょうかとそのような議論につながるような形で持っていければ、少しずつでも状況が好転するのではないかと期待もしておりますので、市長はご自身のお考えもあると思いますので、当日に向けて色々調整していけたらと思っております。よろしく願いいたします。

議案第91号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対して懲戒処分を行うものである。被処分者は、小学校講師で処分内容は、懲戒処分として停職1月とする。

事実の概要について、当該講師は、令和2年度から令和5年度にかけて、市民税・府民税及びそれにかかる延滞金を滞納し、履行の督促を受けたにもかかわらず繰り返し支払わなかったことから、令和6年7月、給与等の差押えを受けるに至ったというものである。

本件の経緯等について、当該講師は、居住する市から普通徴収による市府民税の納付を求められたところ滞納し、督促を繰り返し受けていたところ、令和6年2月、当該市から連絡を受けた事務局から前任校校長へ連絡し、市府民税等を納付するよう指導し、同年2月、3月は納付したものの、翌4月以降再び納付しなくなった。事務局から現任校校長に対し、同年7月分の給与等を差押さえる予定である旨連絡し、現任校校長からも速やかに滞納分を納付するよう指導したが、当該講師は、同年7月17日に支給した給与等から差押え執行を受けた。同月22日、服務・監察グループが事実確認を行ったところ、市府民税等の滞納及び差押えを受けたことを認めている。当該講師は、反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第92号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対して懲戒処分を行うものである。被処分者は、小学校の主務教諭で処分内容は、懲戒処分として減給1月とする。

事実の概要について、当該教諭は、前任校で令和4年2学期の後半、当時2年生の関係児童が授業中にトイレに行きたい旨申し出たところ、休み時間にトイレに行っていなかったことを理由に、関係児童をトイレへ行かせなかったというものである。補足であるが、関係児童は、5時間目の授業が始まってから、当該教諭に対してトイレに行きたいと申し出たが、当該教諭は、関係児童が休み時間にトイレに行っていないことを確認し、休み時間にトイレに行く生活習慣を身につけて欲しいと考え、トイレに行ってはいけないと伝え、トイレに行くことを許可しなかった。

発覚の経緯について、令和6年2月、服務・監察グループにおいて、関係児童の保護者からの通報を受け、前任校における事実確認を経て、同年6月、服務・監察グループは、当該教諭に対して聴き取りを行ったところ、当該教諭は、事実であると認めた。当該教諭は、反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 質問ですが、令和4年2学期の後半にあったことなのに、ここまで通報が遅れたということは、担任の先生が代わるまで訴えられなかったのか、その事情が

わかりましたら教えていただきたいと思います。まさしく暴力行為だと思いますが。

【中川教職員服務・監察担当課長】 当該児童が特段申し出ていなかったということなのですけれども、2年生から学年が上がってぽつぽつ保護者に話すようになったということです。保護者も当初は通報していなかったのですが、トイレに行かせないという事案で処分が行われているというような報道がされていることを他でも見るということがあってそれであればということで通報された、間が開いているのは、そういう事情があると聞いております。

【赤木委員】 休み時間にトイレに行くようにと指導するのは当然だと思います。この先生はこの件以外は、他の子どもたちが申し出て行かせない、そういうことはなかったのでしょうか。これだけなのでしょうか。

【中川教職員服務・監察担当課長】 他の児童に対しても、2、3名しているということは申し出てはいるのですけれども、やはり期間が開いてしまっているというのがありますが、どの児童に対してトイレに行かせないということを行ったのか、特定ができませんので、その児童が肉体的な苦痛がある程度だったのかその辺りまで認定ができなかったということでございます。

【赤木委員】 この先生はそういう暴力的なことを当然だとみなす人なのでしょうか。子どもだから休み時間について遊びすぎて、授業がはじまってすぐにトイレに行きたくなることはありうることだと思うので、この事例以降、他の児童に対してもそういうことがなかったのかということをお伺いしたのですけれど。これ以外は特に訴えは出ていないということですか。

【中川教職員服務・監察担当課長】 少なくとも保護者、児童からの申し出はないという状況でございます。

【赤木委員】 最近、大学生でも色々な配慮を求められることがあって、「授業中にトイレに行くことがあります」「いきなり指名されるとパニックになり対応できません」とか、私もそういう「合理的な配慮」をかなり学んできています。まして、子どもだったらそういうことも起こりがちだと思うので、ちょっと信じられないというか、注意するのは当然だと思いますけれども、指導の範囲を超え、暴力になってしまったことを本当に反省していただきたいと思いました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第26号「校長公募にかかる第1次選考の結果について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

応募者数、受験者数、合格者数については、小・中学校共通では、内外併せて計248名、幼稚園では8名、合計256名となっている。次に最終合格者数について、小・中学校共通は70名程度、幼稚園は若干名としており、加えて退職者数等を勘案した校長必要数の算定状況を踏まえ、小・中学校共通は152名、幼稚園は7名とした。

次に、選考方法について、外部人材は、書類選考と7月13日に実施した論述試験を基に、内部人材は、平素の勤務状況と論述試験の結果を基に、合否を判定した。

合否通知について、8月21日に受験者へ発送済である。また今後のスケジュールについて、第2次選考は集団面接として、9月4日から12日までの平日6日間に、第3次選考の個人面接については、10月中旬に予定している。

議案第93号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

西淀川区の大和田小学校教頭については、休暇を取得することから、その後任人事について、指導部の指導主事である荒井慶彦を充ててまいりたい。

本日ご承認いただいたら、9月1日付けで人事異動を発令いたしたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第27号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

職員の人事について、教育委員会教育長専決規則第2条第1項により急施専決を行ったので、同条第2項に基づきご報告する。

中津小学校長の退職に伴い、市総合教育センター首席指導主事の三辻文子を充てる。また、市総合教育センター首席指導主事の後任に、市総合教育センター次席指導主事の吉岡雄一郎を、市総合教育センター次席指導主事の後任に、市総合教育センター総括指導主事の讚井雄を充てる。本来であれば、教育委員会会議の承認を経て発令を行うべきところであるが、管理職不在の速やかな解消等のため、教育長の急施専決により行った次第である。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
